

新型インフルエンザ発生時における 消防団業務継続計画

平成21年9月
出雲崎町消防団

目 次

- 1 基本的な考え方
- 2 業務継続の基本方針
- 3 優先継続業務の選定
- 4 新型インフルエンザ発生時の活動
- 5 新型インフルエンザ発生時の体制確保
- 6 団員の教育

1 基本的な考え方

消防の任務は、町民の生命、身体及び財産を、火災から保護するとともに、災害を防除し、災害による被害を軽減することであり、新型インフルエンザ発生時においても消防業務を継続する必要がある。

本計画は、業務継続計画を策定し、新型インフルエンザ発生時における必要な消防業務の遂行の確保を図ることを目的とする。

なお、新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、消防局・町等関係機関と緊密に連携し、随時見直しを行い、実効性を高めていくものである。

2 業務継続の基本方針

消防団は、新型インフルエンザ発生時において次に掲げる基本方針に基づいて業務継続を図る。

①団員の感染予防対策の徹底

団員が感染しないよう感染予防対策を徹底する。

②各種災害対応実施体制の維持

新型インフルエンザの発生時においても、火災等各種災害は発生し、人命等緊急の対応が必要なことから、その実施体制の維持を図る。

③新型インフルエンザの流行状況に応じた業務体制の縮小・停止

各種災害対応の優先業務以外の業務については、流行状況に応じて縮小・停止する。

④新型インフルエンザ流行を念頭に置いた業務・人員体制の検討

家族等の感染により、人員の不足が想定されることから、優先業務の継続を図る。

3 優先継続業務の選定

業務継続の方針を踏まえ、優先継続業務選定基準を以下のとおりとし、優先すべき業務を選定し、業務継続を確保する。

<業務の優先度>

優先度	業 務
高	火災、水害、地震その他の災害発生に関して行う消火、救助、災害防除の活動
	武力攻撃事態等における町民の保護のための避難誘導等の活動
低	訓練、防火予防広報、研修会、車両整備等

4 新型インフルエンザ発生時の活動

新型インフルエンザ発生時の活動は、次のとおりとする。

発生段階と状態	優先度『高』の業務	優先度『低』の業務						
【前段階】未発生期 新型インフルエンザが発生していない状態 ※フェーズ 1～3B		通常通り活動を行う。						
【第一段階】海外発生期 海外で新型インフルエンザが発生した状態 ※フェーズ 4A・5A・6A								
【第二段階】国内発生早期 国内で新型インフルエンザが発生した状態 ※フェーズ 4B		町内において発生した場合は基本的に業務を縮小する。						
【第三段階】国内発生早期 国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた場合 ※フェーズ 5B・6B		通常通り活動を行う。						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> 県 の 判 断 </td> <td> 感染拡大期 県において、入院措置等による感染拡大防止の効果が期待される状態 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> まん延期 県において、入院措置等による感染拡大防止の効果が十分得られなくなった状態 </td> </tr> <tr> <td></td> <td> 回復期 県において、ピークを越えたと判断できる状態 </td> </tr> </table>	県 の 判 断	感染拡大期 県において、入院措置等による感染拡大防止の効果が期待される状態		まん延期 県において、入院措置等による感染拡大防止の効果が十分得られなくなった状態		回復期 県において、ピークを越えたと判断できる状態		町内においてまん延した場合は基本的に業務を停止する。
県 の 判 断	感染拡大期 県において、入院措置等による感染拡大防止の効果が期待される状態							
	まん延期 県において、入院措置等による感染拡大防止の効果が十分得られなくなった状態							
	回復期 県において、ピークを越えたと判断できる状態							
【第三段階】小康期 患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ※フェーズ(6B)後パンデミック期		縮小・停止していた業務を地域の動向を踏まえて検討する。						

< 新型インフルエンザ発生段階（フェーズの考え方） >

フェーズ	状 況
3A	国外において、鳥－ヒト感染が認められた
3B	国内において、鳥－ヒト感染が認められた
4A	国外において、ヒト－ヒト感染（小規模）が認められた
4B	国内において、ヒト－ヒト感染（小規模）が認められた
5A	国外において、ヒト－ヒト感染（中規模、複数）が認められた
5B	国内において、ヒト－ヒト感染（中規模、複数）が認められた
6A	国外において、感染が拡大した
6B	国内において、感染が拡大した（パンデミック期）
6B （小康状態）	国内において、大流行の波が一旦収束しているが、第2波、第3波が到来する可能性がある状態

5 新型インフルエンザ発生時の体制確保

（1）関係機関との連携

消防団本部は、消防局・町等関係機関と緊密に連携し、必要な情報収集及び団員への周知、感染予防策の普及等を行う。

（2）団員の確保

町内において新型インフルエンザの発生が認められた場合、消防団本部の指示に基づき、活動可能な団員を把握する。

なお、次の場合、団員は消防団活動に参加できないものとする。

- ① 本人・家族が感染し、または感染した疑いがある場合
- ② 職種により、新型インフルエンザ発生時には、消防団活動よりも優先的に当該職業の業務継続が必要な場合

（3）団員の感染予防策

新型インフルエンザ発生時において、消防団員が日常生活等における感染予防ができるよう、感染予防策について団員に周知する。

- ① 咳エチケット、うがい、手洗いの励行
- ② 不要不急の外出を控える
- ③ 季節性インフルエンザの予防接種
- ④ 災害出動時、多数の人間が集まる場所でのマスク着用
- ⑤ 出動後のうがい、手洗いの励行と対策の検討

6 団員の教育

消防団本部は、平素から新型インフルエンザに関する知識や本計画の内容について、団員に対し周知徹底を図る。

<消防団の人員把握方法>

人員把握方法

- ↓ 指示の流れ
- ↑ 報告の流れ

電話による人員把握

- 第一段階で人員把握の訓練
連絡網の確認
- 第二段階で感染状況を考慮しながら人員把握
(町内発生段階で人員把握を開始する)
- 第三段階(町内まん延)で週1回の人員把握

